

八幡平市避難行動要支援者 避難支援計画

八幡平市

目 次

第1 基本的な考え方	1
1 計画の目的	
2 計画の経緯	
3 計画の位置づけ	
4 災害時の「要配慮者」と「避難行動要支援者」	
5 計画の管理運営	
第2 避難行動要支援者名簿の作成・管理	3
1 避難行動要支援者名簿の活用	
2 避難行動要支援者の範囲	
3 避難行動要支援者名簿作成手順	
4 避難行動要支援者名簿の適正管理	
5 避難支援等関係者への名簿情報の提供	
第3 個別計画の作成	6
1 個別計画作成	
第4 避難支援時の役割分担と支援体制	7
1 支援体制の基本	
2 支援体制の役割分担	
3 避難支援等関係者の安全確保	
4 避難のための情報伝達	
5 避難の誘導及び支援	
6 避難所や在宅避難者の見守り体制	

第1 基本的な考え方

1 計画の目的

災害が発生したとき、高齢者、障がい者等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、迅速、的確な行動がとりにくく、災害対応力が弱いことから、これら要配慮者の安全確保に努める必要があります。

特に、要配慮者のうち、避難に際して他の人の支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援については、自助・共助・公助によるそれぞれの役割を分担し、連携した支援体制を構築することが重要です。

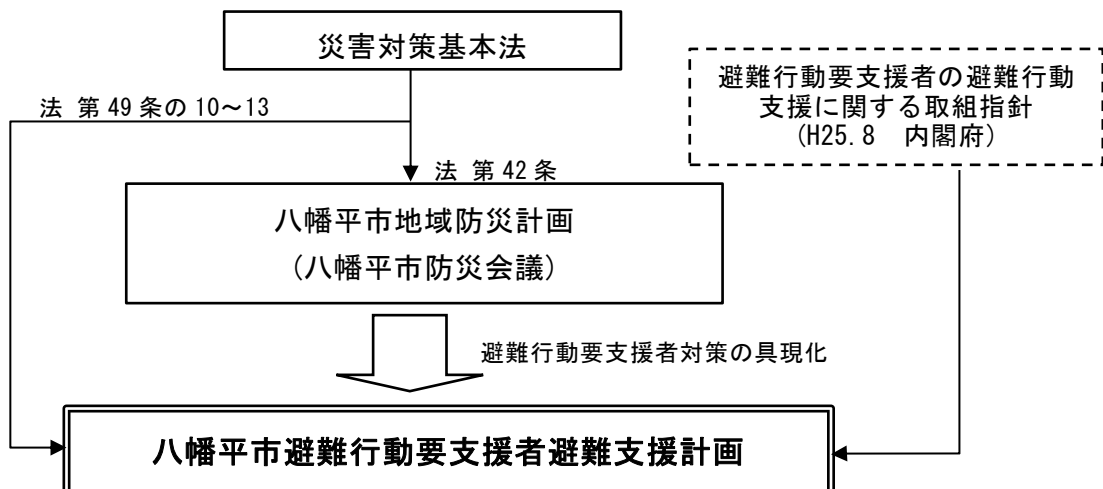
この計画は、八幡平市地域防災計画に基づき、市内に係る地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するため支援体制を整え、個人情報の保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、計画的・組織的な避難支援の実施を図ることを目的とするものです。

2 計画の経緯

災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月 21 日）に伴い、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）が、全面廃止となったことを受け、「八幡平市災害時要援護者避難支援計画」（平成 22 年 3 月）を見直し、新たに「八幡平市避難行動要支援者避難支援計画」を策定するものです。また、「八幡平市災害時要援護者避難支援計画」は、この計画策定をもって廃止することとします。

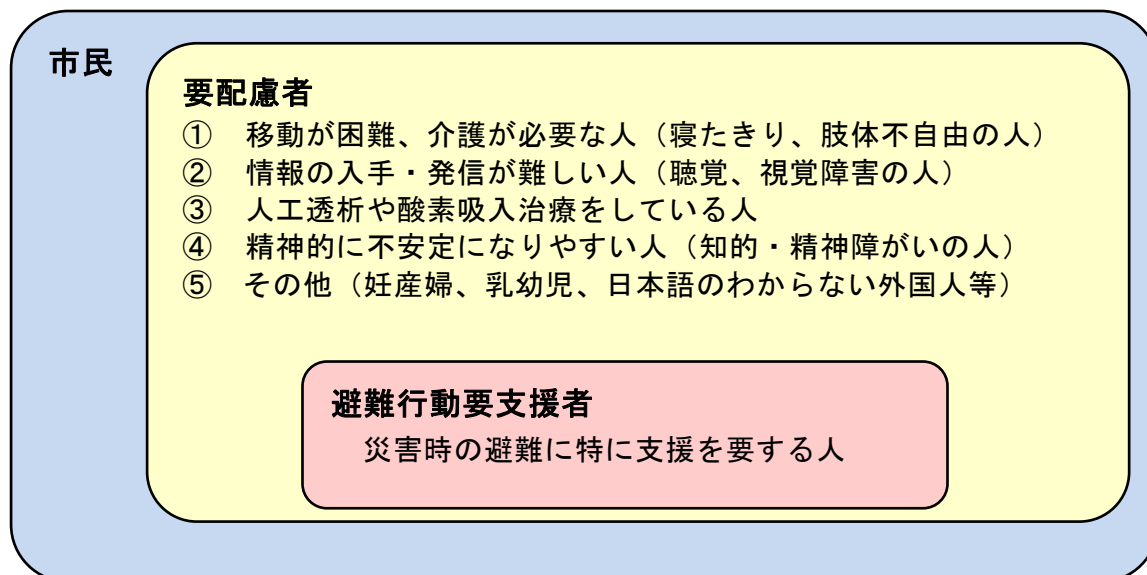
3 計画の位置づけ

八幡平市における災害対策の全体は、災害対策基本法第 42 条に基づき、「八幡平市地域防災計画」に定められています。この計画は、そのうちの避難行動要支援者の避難時の支援について、具体的な対策を推進するために定められた計画です。



4 災害時の「要配慮者」と「避難行動要支援者」

この計画において、「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人などで災害時に安全な場所への避難や被災後の避難所や在宅での避難生活に配慮や支援が必要な者とし、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に他の人の支援を要する者と定義します。



5 計画の管理運営

この計画は、地域福祉課及び防災安全課が共同で管理運営することとします。

また、社会情勢の変化にも対応するため、国や県の動向、市の防災計画との調整を図りつつ、随時、この計画の内容の追加・変更を行っていくものとします。

第2 避難行動要支援者名簿の作成・管理

1 避難行動要支援者名簿の活用

- (1) 避難行動要支援者に対し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、指定緊急避難場所等の安全な場所へと避難させます。
- (2) 地震等の突発的な災害が発生した場合、避難行動要支援者が被災家屋に取り残されるおそれがあることから、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、的確な救出活動を行います。
- (3) 災害時に迅速な避難支援等が行えるよう、避難行動要支援者の同意に基づき、平常時から避難訓練や防災訓練の実施等に活用します。
- (4) 避難行動要支援者が、住居の喪失などにより避難生活を余儀なくされた場合、避難所での生活支援のために対象者の名簿情報を活用します。

2 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、当市に生活の基盤がある市民のうち、次の要件に該当する者であって、災害発生時において、避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者とし、ただし、病院、施設などに長期間入院又は入所している者及び家族等の介助により避難に支障がない者を除きます。

- ① 75歳以上の一人暮らしの者
- ② 75歳以上の者のみで構成される世帯
- ③ 75歳以上で、日中若しくは夜間に一人になる者
- ④ 介護保険の「要介護3以上」の者
- ⑤ 身体障害者障害程度等級表別「1級及び2級」の者
- ⑥ 療育手帳判断基準「A」の者
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者
- ⑧ ひとり親世帯で日中若しくは夜間に小学生以下の児童のみで在宅となる世帯
- ⑨ 難病患者
- ⑩ 上記に準ずる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が認める者

3 避難行動要支援者名簿作成手順

- (1) 避難行動要支援者名簿の記載事項は、次に掲げる①～⑦の事項とします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が認める事項

(2) 情報の収集

避難行動要支援者名簿に掲載する者の要件別に市関係部局又は岩手県で把握している情報を、必要な範囲で集約し避難行動要支援者名簿を作成します。

(3) 同意確認

避難行動要支援者名簿の掲載者を対象に、避難支援等関係者への情報提供に関する周知をし、「避難行動要支援者名簿登録申込書兼情報提供同意書」に同意の有無を記入のうえ提出してもらいます。同意があった者について、「避難行動要支援同意者名簿」を作成します。

また、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、指定特定相談支援事業所関係者等へ制度の説明を行い、避難行動要支援者への情報伝達の役割をお願いします。

4 避難行動要支援者名簿の適正管理

(1) データ管理

- ① 名簿のデータは、サーバ管理若しくはクラウド管理とします。
- ② 名簿の情報は、担当課で共有や記載、削除がそれぞれ可能なシステムとします。
- ③ 災害規模によっては名簿がネットワークによるシステムでの使用ができなくなることを考慮し、単独でシステム稼働が可能なノートパソコンへのバックアップや紙媒体に定期的に出力し保管することとします。

(2) 名簿管理の実務担当課

- ① 名簿の全体管理、避難行動要支援同意者名簿の提供等に係る実務は、地域福祉課が行います。
- ② 避難行動要支援者の事由ごとに、名簿に関する相談、調整、記載、削除、データ作成などの実務は、情報提供する担当課が行います。
- ③ 避難所等の防災関係情報データの管理及び防災訓練・発災時の避難支援指示や安否確認指示に伴う名簿の提供は、防災安全課が行います。

(3) 名簿の更新に関する事項

名簿全体の更新は、1年に1回とします。

また、転入・転出、出生・死亡、障がいの発現、社会福祉施設等への長期入所等により絶えず変化するものは、随時最新の状態に保つように努めます。

5 避難支援等関係者への名簿情報の提供

(1) 避難支援等関係者となる者

- ① 八幡平市内の自主防災組織又は自治会、町内会
- ② 八幡平市の民生委員・児童委員
- ③ 警察署、消防署、消防団
- ④ 八幡平市社会福祉協議会
- ⑤ 介護保険制度関係者等
- ⑥ 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

(2) 名簿情報の提供

名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、市の関係部局内で活用するとともに、本人の同意があった場合は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、事前に「避難行動要支援同意者名簿」の名簿情報を提供するものとします。

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に「避難行動要支援者名簿」の名簿情報を提供します。

(3) 名簿情報を提供する場合の配慮

市は、名簿情報を避難支援等関係者へ提供する場合、個人情報保護のために、次に掲げる事項について配慮することとします。

- ① 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとします。
- ② 名簿情報が無用に共有、使用されないよう避難支援等関係者に対し指導します。
- ③ 災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを、避難支援等関係者個人に対し十分に説明します。
- ④ 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製せず、またその保管については、適正かつ厳重に行うよう指導します。
- ⑤ 団体への名簿情報の提供である場合は、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導します。
- ⑥ 名簿情報の提供先に対し、名簿情報の取扱には十分注意するよう周知及び啓発を行います。

(4) 避難支援等関係者の秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者、若しくはその当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく名簿情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを指導します。

第3 個別計画の作成

1 個別計画作成

避難行動要支援者は、避難情報の伝達及び避難支援等を確実に実施するため、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援情報等についてまとめた個別計画を作成するものとします。

市は、個別計画の作成を促進し、支援するものとします。

(1) 個別計画の内容

個別計画の具体的な支援方法について記載する項目は、次のとおりとします。

- ① 発災時に避難行動要支援者の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）
- ② 避難支援を行うに当たっての留意点
- ③ 避難支援の具体的な方法、避難場所・経路
- ④ 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ⑤ その他支援に必要な事項

(2) 個別計画の作成方法

① 個別計画の作成に当たっては、避難行動要支援者名簿の掲載者から提出された避難行動要支援者名簿登録申込書兼情報提供同意書記載内容を基に、市が、個別計画の原案の作成支援をし、避難行動要支援者と支援者間で確認をしながら作成を進めることとします。

② 避難行動要支援者名簿登録申込書兼情報提供同意書に支援者の記載がなかった人については、民生委員・児童委員、ケアマネージャー等の福祉サービス提供者等をコーディネーターとし、避難行動要支援者の近隣の方を支援者に登録していただくよう自治会、自主防災組織、町内会等へ協力の働きかけをしながら、個別計画の作成を進めるものとします。

(3) 個別計画作成の留意点

① 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の支援者が相互に補完し合うこと。

② 一人の避難支援者等関係者に役割が集中しないよう、支援者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担をすること。

(4) 個別計画の更新

新規に避難行動要支援者に該当する者に対しては、1年に1回、前項(2)の方法により作成をするものとします。

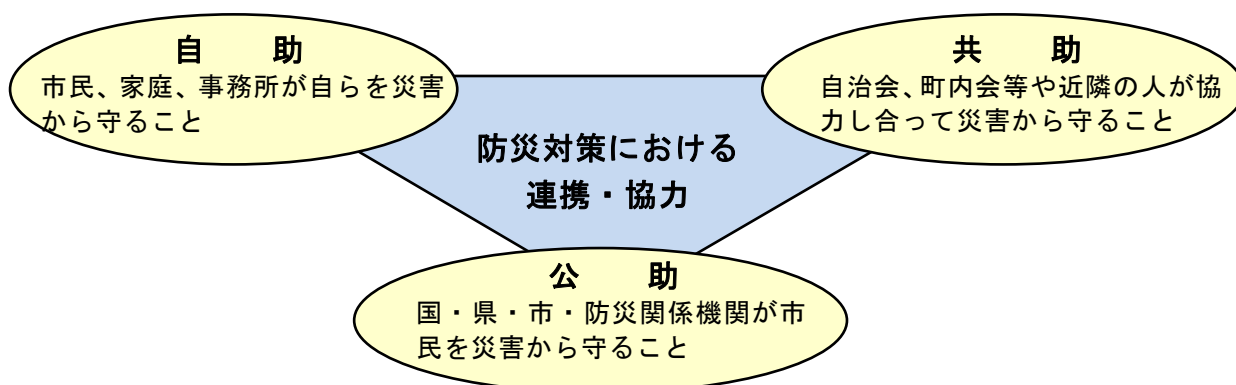
また、避難行動要支援者や支援者が、転出、死亡、社会福祉施設等への長期入所等により個別計画の内容に変更がある場合は、随時、更新していくものとします。

第4 避難支援時の役割分担と支援体制

1 支援体制の基本

大規模災害が発生した際には、被害が広範囲に及ぶため、市をはじめとする防災関係機関のみでは、要配慮者への十分な支援ができないことが予想されます。

そのため、要配慮者自身及び家族による「自助」、地域の自治会・自主防災組織・消防団等による「共助」、市をはじめとする防災関係機関による「公助」が、それぞれの役割を分担し、連携した支援体制を構築することが重要です。



2 支援体制の役割分担

(1) 自助（本人・家族の役割）

大規模な災害になるほど、近隣全てが被災者となります。
避難行動要支援者は、日頃からまず自分自身でできる防災対策をし、発災時には、支援者に全てを任せるのではなく、自分自身で身を守る努力をしましょう。
また、支援者となっている方でも、自身が被災者となる場合もあります。まず、自身や家族の安全を確認したうえで、避難行動要支援者の避難支援にあたりましょう。

<取り組み事例>

- ① 日頃から、隣近所や身近な人たちとコミュニケーションを取るよう努める。
- ② 自主防災訓練や自主防災活動といった地域活動に参加するなど、自分のことを知ってもらうよう努める。
- ③ 地震で家具が倒れないように固定する。
- ④ 避難する廊下や出入りに物を置かない。
- ⑤ 自分の所在を知らせる笛、普段使っている医療器具、薬、必要な生活用品を事前に準備しておくこと。
- ⑥ 大雨や地震など災害情報を入手するために、必要な機器（ラジオ、携帯電話等）を準備しておくこと。
- ⑦ 自宅から避難所までの経路をあらかじめ確認しておくこと。
- ⑧ 飲料水や食糧等を備蓄しておくこと。

- ⑨ 避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿登録申込書兼情報提供同意書」を提出する。
- ⑩ 避難行動要支援者は、支援者と一緒に災害時の行動確認をしながら、「個別計画」を作成し、避難時に持ち出せるように準備しておくこと。

(2) 共助（地域の役割）

大規模な災害時には、電話の不通、道路・橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れることが予想されます。このような事態に対し、住民自らの防災活動を推進していく必要があります。

特に、避難行動要支援者への情報伝達や避難支援活動は、発災直後の迅速な対応が重要であり、そのためにも、日常を通じての見守りや防災活動を行うなど地域住民同士の連携を深めておくことがとても重要となります。

<取り組み事例>

- ① 自治会・町内会・地区消防団・民生委員などは、避難行動要支援者の地域行事への参加の呼びかけ、日頃から、「顔の見える関係」をつくっておくこと。
- ② 避難行動要支援者への日頃からの声掛けや見守り活動をする。
- ③ 地域の自主防災訓練において、避難行動要支援者の避難支援を実施し、支援者は、避難支援方法を再確認すること。
- ④ 避難行動要支援者一人ひとりに対し複数の支援者登録と、避難行動要支援者と支援者による支援方法の役割を分担した個別計画の作成に協力をする。
- ⑤ 発災時には、安否確認や避難支援活動、避難情報の声掛けをする。また、市、避難支援等関係団体や支援者と避難支援の協力をする。

(3) 公助（市の役割）

避難行動要支援者の避難支援活動には、地域をはじめとする避難支援等関係者との連携が必要となります。そのためには、避難行動要支援者に対する配慮について十分理解してもらう必要があります。

また、避難行動要支援者や避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の意義、取扱いについて十分に周知する必要があります。

<取り組み事例>

- ① 認知症や障がい者など要配慮者についての知識の普及活動を行う。
- ② 避難行動要支援者及び家族を対象とした防災についての指導・啓発をする。
- ③ 避難行動要支援者の避難支援を含めた防災訓練の実施、及び避難行動要支援者の家族に対する防災についての指導・啓発をする。
- ④ 避難行動要支援者名簿の作成と個別計画作成の普及活動に取り組む。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方の指導。
- ⑥ 災害時には、避難準備情報や避難勧告などを伝達し、避難を促すこと。
- ⑦ 避難所及び福祉避難所において、福祉関係機関、福祉サービス事業者と協力して、生活支援や介護を継続して行うこと。

3 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援において、避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることを優先することを原則とします。

また、避難行動要支援者の救出に危険が及ぶと判断される場合は、支援者に登録されている人が救出・捜索はせず、避難所等の市の担当者に伝えることで、2次災害の防止を図ることとします。

避難行動要支援者には、上記の原則に従い、災害が発生した際に、支援者として登録された人が助けに来られない可能性があることを周知します。また、このような場合を想定したうえで、支援者は複数名の登録とすることとします。

4 避難のための情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動の支援ができるように、市は、避難勧告、避難指示又は避難準備情報の発令及び伝達に当たって、必要な情報が一人ひとりの避難行動要支援者に合った方法で、的確に伝わるように配慮する必要があります。

(1) 広報

防災無線、広報車、携帯電話等の緊急メール等による直接の広報又はラジオ、テレビ、ホームページ等の広報媒体によって直ちに地域住民へ情報提供を行います。

(2) 地域支援者等への情報提供

被災地が限定される場合、市は、当該地域の消防団、自治会長・町内会長又は自主防災組織の代表者及び民生委員、介護保険制度関係者等の地域支援者等へ連絡を行います。

(3) 避難行動要支援者への伝達方法

- ① 個別計画に登録されている支援者による、電話、ファクシミリ及び声掛けなどの個別計画に記載された方法での伝達。
- ② 名簿情報を提供することに不同意であった避難行動要支援者に対する、市及び地域支援者等による、電話、ファクシミリ、メールでの伝達または個別巡回による伝達。
- ③ 隣近所の住民による声掛けによる伝達。

5 避難の誘導及び支援

避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を必要な範囲で避難支援等関係者と共有し、避難誘導が迅速に行われるように配慮することとします。

(1) 避難場所等及び避難路の整備

市は、災害時の避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）を選定する場合は、災害時の安全性を検討のうえ選定するものとします。また、要配慮者に配慮した設備、避難路の整備及び支援体制の整備を図ることとします。

(2) 避難の誘導

- ① 市は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所等に誘導します。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先するものとします。
- ② 個別計画に登録されている避難行動要支援者に対し、介助を必要とする場合は、支援者が避難所まで付き添い誘導するなど、個別計画に記載された方法で避難行動要支援者一人ひとりに配慮しながら避難支援をします。
- ③ 名簿情報を提供することに不同意であった避難行動要支援者に対しては、地域支援者等が安否確認をし、避難支援をすることとします。

(3) 避難手段

避難場所等への避難手段は、原則として徒歩によるものとします。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の実情に応じ、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討するものとします。

6 避難所や在宅避難者の見守り体制

(1) 避難行動要支援者名簿情報の引き継ぎ

市は、避難者名簿の作成の際、本人、支援者又は地域支援者から避難行動要支援者名簿に掲載された者であるかの確認のうえ、名簿掲載者であった場合には、避難行動要支援者名簿の情報を収集し避難生活上の配慮に役立てます。

また、他の避難所等へ移送する際には、移送先の避難所責任者へ情報を引き継ぐこととします。

(2) 被災により、避難生活を送る場合の要配慮者への配慮

災害により避難勧告、避難指示が出され、市が指定する一時避難所へ避難した市民が、住居の喪失などにより避難生活を余儀なくされる場合、市は、避難所において収容保護を行います。中でも、要配慮者については、一人ひとりの状況の把握に努め、避難生活において、それぞれに応じた配慮をすることとします。

また、一般避難所において安定した避難生活を送ることが困難である要配慮者については、行政職員（専門職）等の判断により下記へ移送することとします。

- ① 介護保険施設の入所対象者、常時医療的ケアを要する人は、施設又は病院へ移送します。
- ② 入院・入所に至らない程度で、何らかの支援を必要とする人は、福祉避難所の開設をしたうえで福祉避難所へ移送します。

(3) 病院、介護施設、福祉避難所への移送

施設、病院又は福祉避難所への移送は、要配慮者の種類に対応した移送手段を講じるものとします。また、移送については、市、消防署、福祉施設が連携して行うこととします。

八幡平市避難行動要支援者避難支援計画

〒028-7397 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

八幡平市地域福祉課

電話 0195-74-2111 (代表)

FAX 0195-74-2102

平成 27 年 5 月発行
(平成 28 年 4 月改訂)